

令和4年2月24日

神戸市公募型プロポーザル 募集要項

**神戸アートビレッジセンター
リニューアル整備工事設計・施工業務**

神戸市 文化スポーツ局 文化交流課

公募型プロポーザル 募集要項

神戸アートビレッジセンターリニューアル整備工事設計・施工業務に係るプロポーザルに関する詳細は以下のとおりとします。

記

1. 業務概要

- (1)業務名 神戸アートビレッジセンターリニューアル整備工事設計・施工業務
- (2)業務内容 別紙仕様書(資料2)のとおり
- (3)履行期間 契約締結日(令和4年4月上旬予定)から令和5年2月28日まで(予定)
※工事は令和4年10月11日(火)から令和5年2月28日(火)の間で実施
- (4)発注者 神戸市
- (5)委託上限額 161,430千円(消費税含)
※設計業務と工事監理業務に要する費用の合計は工事費及び什器備品に要する経費の合計額の15%を目安とします。

2. プロポーザルの参加資格

(1)参加資格

参加者は、以下に掲げる資格を満たしている企業であることを参加条件とし、1者につき1件の応募とします。また、参加表明書提出後から審査・選定までの間に該当しなくなった場合は失格とします。

- ①設計事務所(単体もしくは設計共同体)と施工業者でグループを組織し、グループの代表は設計事務所とすること。また、設計事務所及び施工業者の両方を神戸市内に本店をおく事業者とすること(※設計共同体で応募する場合、代表設計事務所の本店が神戸市内にあるとき、本店の所在地を神戸市とみなします)。加えて、委託候補先事業者として選定された場合は共同事業体結成届出書を神戸市に提出すること。
- ②設計事務所については、以下のIに掲げる資格を満たしている単体企業又は、IIに掲げる資格を満たしている設計共同体であることを応募者の条件とします。

また、「I.単体企業」又は「II.設計共同体」の代表設計事務所は建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であることとします。

I. 単体企業

- ・地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ・神戸市指名停止基準要綱(平成6年6月15日市長決定)による指名停止措置を受けていない者であること。

- ・民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生又は再生手続き等をしていない者であること。
- ・会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生又は更生手続き等をしていない者であること。
- ・神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成 22 年 5 月 26 日市長決定）第 5 条各号に該当しない者であること。
- ・予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- ・国税、地方税等義務付けられている税を滞納していない者であること。

II. 設計共同体

- ・「I.単体企業」に掲げる条件を満たす者で構成された設計共同体であること。
- ・構成設計事務所として複数の設計共同体への参加は不可とします。
- ・管理技術者及び意匠担当主任技術者は、設計共同体の代表設計事務所に所属していること。
- ・設計共同体は、各構成事務所が優れた技術を有する分野を分担するものとし、必要以上に細分化しないこと。
- ・設計共同体の代表設計事務所は、構成設計事務所の中で、業務分担率が最も大きく、かつ 30%以上の者とする。

③施工業者については、以下に掲げる資格を満たしていることを応募者の条件とします。

- ・上記「I.単体企業」に掲げる条件を満たす者
- ・建築一式工事について、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく特定建設業又は一般建設業の許可を受けている者であること。

(2) 業務実施上の条件

提出いただく参加表明書及び提案書において、以下を満たしていない場合は失格とする場合があります。

- ①主たる分担業務分野（意匠分野）を再委託しないこと。
- ②業務の一部を再委託する場合には、再委託先の協力事務所が神戸市の指名停止を受けている期間中でないこと。また、契約にあたり神戸市の承認を得ること。
- ③次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。
 - ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
 - イ 他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと
 - ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること

- ④その他、設定した条件を満たしていること。

神戸市と契約する者は、代表設計事務所とします。代表設計事務所は構成設計事務所及び施工業者に対して支払いを行うものとし、なお、支払いにおけるトラブル等に

については、神戸市は責任を一切負いません。

3. 選定に関する事項

(1) 選定委員会の設置

神戸市は、提案内容の審査に関して、幅広い専門的見地からの意見を参考とするために、神戸アートビレッジセンターリニューアル整備工事設計・施工業務事業者選定委員会（以下、「選定委員会」とする。）を設置します。

(2) スケジュール

内容	予定年月日
案内開始	2月24日(木)
質問受付期限	3月4日(金)
現地案内	3月3日(木)、3月4日(金) (事前予約制)
参加表明書の提出期限	3月10日(木)16時
質問に対する回答	3月11日(金) (予定)
提案書の提出期限	3月22日(火)14時
提案書等の審査 (1次審査 書類審査)	3月24日(木)予定 (6者以上応募の場合に限り実施し、上位5者程度を選定)
1次審査結果の通知	3月25日(金)予定 (メールおよび郵送(当日発送)にて通知)
提案書等の審査 (2次審査 プレゼンテーション)	3月31日(木)予定 (1次審査通過者によるプレゼンテーション)
選定結果の通知	4月上旬 (予定)
契約締結	4月上旬 (予定)

(3) 委託先候補事務所の特定方法

事務局及び選定委員会は、提案書及びプレゼンテーションについて、審査項目表に基づき、具体的かつ優れた提案がなされているか、以下の5つの評価ランクに応じた評価点にて採点します。各選定委員の評価点を総合して算出し、委託先候補事務所を特定します。

6者以上の応募があった場合は1次審査(書類審査)を実施し、選定された上位5者程度による2次審査(プレゼンテーション)を実施します。応募が5者以下の場合、1次審査は実施しませんが、参加資格を満たさない場合は失格とし、その旨を通知します。1次審査実施の有無に関わらず、応募者に対してその結果を速やかに通知すると共に、審査通過者には2次審査の案内を通知します。

評価点の配点は、提案内容に関する項目75点、事業者に関する項目25点、計100点満点とします。

「神戸アートビレッジセンターリニューアル整備工事 設計・施工業務」審査項目表

No.	審査項目	審査項目の視点	関連設問	評価配点	
■ 提案内容に関する項目				75	
1	全体計画	立寄りやすさ	a 立地条件を活かし比較的人通りの多い商店街側から内部の賑わいや活動の雰囲気が伝わり、アートに関心のある人だけでなく地域住民にも気軽に立寄りやすい空間になっているか。 b 子育て世帯や高齢者等を含め、多様な世代が利用できるよう工夫されているか。	設問1・ パース	10
		興味の醸成	c 立ち寄った利用者が施設で実施されている事業や他のフロア・部屋にも関心を持つよう工夫されているか。 d 必要な情報が効果的に伝わるように作られているか。		10
		多様な使い方	e 内部が利便性の高いスペースとなっており、限られたスペースの中で多目的な活用方法ができるよう工夫されているか。また多様な使い方ができる什器・備品が設置されているか。		10
		デザイン性・快適性	f 照明や遮光、空調、換気、防犯などの観点から安心・安全で快適な計画となっているか。 g 高いデザイン性を有し、各スペースの使用用途に配慮した効果的な設備、素材が提案されているか。		10
2	維持管理への配慮	a 維持管理にかかる手間やライフサイクルコストに配慮した提案となっているか。	設問1	5	
3	実現可能性	a 現実性の高い概算工事費及び工期となっているか。	設問3	10	
4	業務の理解度・取組意欲	a 業務内容や課題に対する理解度が高いか。 b 業務に関連する知識が豊富か。	設問1～3	5	
		c 意欲、熱意が感じられ、創意工夫が期待できるか。 d 整備プロセスを市民と共有するなど、地域住民の施設利用に対する機運向上が期待できるか。	設問1～3	10	
		e 説明、質疑の受け答えが明快であるか。	設問1～3	5	
■ 事業者に関する項目				25	
5	設計施工体制・実績	a 設計事務所と施工業者で組織されたグループ内に密接な連絡体制が期待できるか。また、それぞれの役割が明確か。	設問2	5	
		b 代表設計例における課題解決に対する考え方を通して、知識・ノウハウが十分か。また、創意工夫が期待できるか。		10	
		c 施工業者が知識・ノウハウ・経験を十分に有しているか。		10	
■ 計				100	

評価ランク		評価点
A	特に優れた内容である	審査項目の配点×100%
B	優れた内容である	審査項目の配点×80%
C	評価できる内容がある	審査項目の配点×60%
D	特段評価できる内容はない（普通である）	審査項目の配点×30%
E	評価する内容が全くない	審査項目の配点×0%

①1次審査（書類審査）について

- ・6者以上の応募があった場合のみ実施します。
- ・審査項目表のうち、プレゼンテーションに関わる項目(4-c、d、e)を除く85点満点とし、提案書類により審査します。

②2次審査（プレゼンテーション）について

- ・原則非公開で行うものとします。
- ・プレゼンテーションの出席者は、4名以内とします。
- ・10分のプレゼンテーション及び10分程度の質疑応答を想定しており、会場、日時等詳細については別途通知します。
- ・プレゼンテーションには、原則、パワーポイント等によるスライドを使用すること。なお、モニターについては、事務局において用意します。
- ・プレゼンテーションに使用する資料は、提案書の内容のみを表現したものとします。
- ・プレゼンテーションに出席しない場合は、評価の対象としません。

(4)提案書提出者が1者の場合の取扱いについて

提案書提出者が1者の場合でも、本プロポーザルは成立するものとします。

但し、当該提出者から提出された提案内容について、審査項目に基づき評価を行い、その結果、最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、委託先候補事務所として特定しません。最低基準点は、2次審査の得点の満点の60%に相当する点数とします。(※2者以上の場合でも同様の取扱いとします。)

(5)選考結果の通知

- ・結果通知日
 - 1次審査：令和4年3月25日(金)(予定)
 - 2次審査：令和4年4月上旬(予定)
- ・通知方法
 - 1次審査：参加者すべてに結果をメール及び郵送にて通知すると共に神戸市ホームページに公開を予定しています。
 - 2次審査：参加者すべてに結果を郵送すると共にホームページに公開を予定しています。

(6) 審査上の留意点

提案書、プレゼンテーションの内容が、下記のいずれかに該当する場合は、委託先候補の資格を取り消すことがありますので、ご注意ください。

- ・虚偽の記載、説明等がある場合
- ・提案書に記載された監理技術者・工事監理者・施工責任者が業務を担当できない場合
- ・提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- ・記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- ・記載すべき事項以外の内容が記載されている場合
- ・上記のほか、審査や評価に影響を与える不誠実な行為を行った場合

(7) 提案書の作成について

- ・提案書の作成にあたり、神戸市が提供する資料は、応募にかかる検討以外の目的で使用することを禁止します。また、この目的の範囲であっても、神戸市の了承を得ることなく、第三者に対して、これを開示したり使用させたりすることも禁止します。
- ・提出期限までに参加表明書を提出しない者は、提案書を提出できないものとします。また、提案書提出後における提出書類の差替え及び再提出は認めません。また、提案書に記載した配置予定の技術者は、病休、死亡、退職等特別な場合を除き、変更することができません。
- ・提出された提案書は返却しません。なお、提出された書類は、選定及び決定を行う作業に必要な範囲において、複製することがあります。
- ・提案書で求めるイメージパースは、提案者の過度な負担にならない程度での表現に止めてください。

4. 手続等

(1) 公募関係資料

資料1：公募型プロポーザル募集要項

資料2：公募型プロポーザル仕様書

資料3：貸与図面（現況の配置図、平面図、立面図、断面図）

様式1：参加表明書

様式2：質問書

様式3：提案書提出書、提案書

様式4：参加辞退届

※資料1、資料2、様式1～4については事務局での配布およびホームページへ公開します。

※資料3については希望者に事務局での配布および電子メールにて送付します。電子メールでの送付を希望する場合は、件名に「神戸アートビレッジセンターリニューア

ル整備に係る図面送付希望」、本文に「事業者名、代表者名、電話番号、メールアドレス」を記載の上、事務局のメールアドレスに送信してください。

(2) 現地案内の実施

事務局担当者立会いのもと、希望者に施設内の見学を実施します。

- ・留意事項
 - 当日使用中の部屋は見学できないことがあります。
 - 施設の現状確認を目的としたものであり、公平性の観点から提案内容に関わるご質問には個別にお答えできませんのでご了承ください。ご質問については質問書に記載の上、ご提出ください。
 - プロポーザルへの参加に現地確認は必須ではありません。
 - 現地案内実施日以外でも施設の開館日は入館頂けますが、業務の妨げとなるため、各室内の見学を目的とした施設職員への声掛け等をご遠慮ください。
- ・実施日 3月3日(木)、3月4日(金)
- ・申込方法 電子メールにて申込
希望者は件名に「神戸アートビレッジセンターリニューアル整備現地見学希望」、本文に「事業者名、代表者名、電話番号、メールアドレス、第一希望日程」を記載の上、事務局のメールアドレス宛に送信してください。
- ・申込期限 2月28日(月) 16時
- ・日時の連絡 希望者全員にメールにて連絡します。
※希望者多数の場合、日程はご希望に添えない場合があります。

(3) 質疑受付及び回答

本業務に関する質問事項がある場合は下記のとおり質問書を提出してください。

- ・提出書類 質問書
- ・提出方法 電子メール
件名に「神戸アートビレッジセンターリニューアル整備質問書」、本文に「事業者名、代表者名、電話番号、メールアドレス」を記載の上、質問書を事務局のメールアドレス宛に送信してください。
- ・提出期限 3月4日(金)
- ・質問への回答 3月11日(金)(予定)に、参加表明書の提出者全員にメールにて回答をお送りします。
- ・その他 質問書を受理後、受理した旨を電子メールにて通知します。

べて提出者の負担とします。

- ・ 特定された委託先候補事務所と契約締結に向けて交渉を行います。また、契約については神戸市規定の委託料の範囲で契約します。
- ・ 提出された書類は返却しません。なお、提出された書類は委託候補事務所の特定を行う作業に必要な範囲において複製することがあります。
- ・ 提出された書類の著作権は提出者に帰属するものとします。ただし、神戸市が事業者選定の公表等に必要な場合には、神戸市は提出された書類の著作権を無償で使用できるものとします。また、提出された書類は、神戸市情報公開条例により、個人情報及び事業者の技術ノウハウに関わる部分を除き、原則公開の対象となります。
- ・ 提案者は、提案書の提出をもって、本募集要項の記載内容を承諾したものとし、審査方法及び選考結果に対する異議申し立ては受け付けませんので、ご了承願います。
- ・ 本プロポーザルは委託先選定を目的としたものであり、委託先候補に決定した場合でも、提案書の内容が必ずしも採用されるとは限りませんので、予めご了承ください。
- ・ 証明書類の添付及び資格番号の記載は不要ですが、委託先候補事務所に特定した時点で、必要な証明書類等（資格番号含む）の提出を求めます。
- ・ 本プロポーザルへの応募にあたり、本市に対して設計事務所概要を提供していない場合は、市ホームページ『設計事務所概要の情報提供（設計事務所名簿登録）』（<https://www.city.kobe.lg.jp/a31253/kurashi/machizukuri/institution/koukyou/s04.html>）を参照し、参加表明書と併せて事務所概要を提出してください。
- ・ 本事業は、令和4年度神戸市予算の成立を前提に行うため、予算成立がない場合には委託を行わないものとします。

6. 事務局

〒650-8570

神戸市中央区加納町 6-5-1

神戸市 文化スポーツ局 文化交流課 事業ライン

電 話：078-322-5166 FAX：078-322-6137

E-mail：bunka@office.city.kobe.lg.jp